

保育ステーション事業のご案内

■ はじめに

川越市保育ステーションは、子育て安心施設「すくすく かわごえ」における事業のひとつとして、保育の利用に関わる送迎に困難を抱えるご家庭の利便性の向上及び子育てをするご家庭に対する支援の推進を図るための施設です。

朝夕の1日2回、朝は保育ステーションから指定の保育所等へ、夕方は指定の保育所等から保育ステーションへ児童を送迎するとともに、保護者が迎えに来るまで児童を預かる「送迎保育」のほか、日中は土日、休日も含め、「乳幼児一時預かり保育」を実施します。

■ 場所

川越市中原町2丁目1番地9（子育て安心施設2階）

Tel:049-277-3070 Fax:049-277-3320



川越市マスコットキャラクター
ときも

1 送迎保育について

(1) 概要

- 朝夕の1日2回、指定の保育所等への送迎保育を行います。
（定員概ね20名）※選考
- 利用時間は、7時から8時30分まで、及び17時から20時までです。
※利用状況やバスの運行時間により時間が前後する場合があります。
- 休業日は、日曜日・休日・年末年始（12月29日から1月3日）です。

(2) 利用できる児童

※以下の①～④すべてに該当する必要があります。

- ① 川越市内に住所を有する者で、4月1日時点において、満3歳以上小学校就学前の児童
- ② 市長が別に定める保育の必要性について認定を受けている児童
- ③ 児童の居住地と当該児童が利用する保育所等との位置が離れていること等により、保護者による送迎が困難と認められる児童
- ④ 市長が指定した保育所等（次のページを参照）に入所等をしている児童



(3) 利用料

利用区分	利用料金	支払い期日
保育ステーション使用料	3,000円/月	利用月の前月末
保育ステーション専用バス利用料	3,000円/月	
保育ステーション飲食物費	100円/日	利用月の翌月末

※在籍する保育施設の保育料等は別途かかります。

(4) 送迎できる保育施設

令和6年3月1日時点

施設名称	種別	住所	コース	到着時間 ※あくまでも目安です	
				送り	迎え
芳野保育園	保育所（法人）	谷中32-5	東	8:40	17:50
伊佐沼すまいる保育園	保育所（法人）	古谷上2237-1		8:55	17:45
古谷保育園	保育所（公立）	古谷上4009-13		9:05	17:35
分園星の子第2保育園	保育所（法人）	並木31-6		9:20	17:20
バンビ保育園	保育所（法人）	吉田1029	西	8:45	18:10
ともいき保育園	保育所（法人）	笠幡1645-125		8:55	17:55
霞ヶ関保育園	保育所（公立）	笠幡4036-4		9:05	17:45
のぞみ幼稚園*	認定こども園	笠幡2764-1		9:15	17:35

▶ 公立保育所の場合、土曜日の「迎え」は行っておりません（「送り」のみ）。

▶ ならし保育期間中の送迎保育は行っておりません。

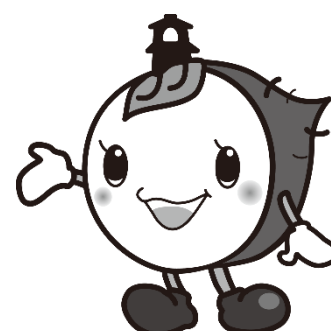
※対象児童は、2号（保育園枠）認定児童のみとなります。

(5) 園バスでの利用ができる施設

施設名称	種別	住所
川越双葉幼稚園	幼稚園	川越市幸町5-11
川越ひばり幼稚園	幼稚園	川越市寺山466-1
ひまわり幼稚園※	幼稚園	川越市三久保町16-6

▶ バス利用料、到着時間は園により異なります

※ひまわり幼稚園は令和6年4月から運用開始予定です。



(6) 利用の流れ

<申し込み>

利用をご希望の方は、事前に保育ステーションで面接を受けて頂きます（その際、「川越市保育ステーション利用申請書（送迎保育）」をご提出ください）

<その他の必要手続き>

① 認可保育施設等*に在籍していない児童の場合…

「保育園等入園の手引き」を参照のうえ、別途、川越市役所保育課にて保育園等の申し込み手続きを行ってください。

② 「送迎できる保育施設等」以外の認可保育施設等*に在籍している児童の場合…

「転園申請書」、「児童健康票」を別途、川越市役所保育課にご提出ください

※認可保育施設等…公立保育園、法人保育園、認定こども園の保育園枠、地域型保育事業のこと

- ①②の締切日は、利用希望月の前月10日まで（土曜日・日曜日等、市役所の閉庁日の場合はその前日）となります。
- 「送迎できる保育施設等」に在籍している場合は、川越市保育ステーション利用申請書（送迎保育）のみを川越市保育ステーションにご提出ください。

参考：<申し込みの流れの概要>

1. 面接（その1）

保護者の方は、川越市保育ステーションへ連絡し、面接を受けていただきます。併せて「川越市保育ステーション利用申請書（送迎保育）」の提出をお願いします。

2. 利用調整（併せて認可保育施設等の申請（新規又は転園申請）もする場合）

利用調整の結果、内定となった方に保育課から連絡します。

3. 面接（その2）（併せて認可保育施設等の申請（新規又は転園申請）もする場合）

内定となった方は、内定した園で面接を受けていただきます。

4. 結果通知送付

利用希望月の前月下旬に郵送で通知します。利用が決定した場合、保護者の方は、利用開始日までに保育ステーションへ連絡し、利用について説明を受けてください。

<利用開始>

希望月の1日から利用が始まります。

2 乳幼児一時預かりについて

(1) 概要

- 家庭での保育が一時的に困難となった生後8か月以上の未就学児を預かります。
- 定員概ね20名（うち、リフレッシュ区分の利用定員として1名程度を確保しています）
※お子さんの年齢によって定員が異なります。また、先着順の利用となります。
- 利用時間は、8時30分から17時までです。
- 休業日は、年末年始（12月29日から1月3日）※日曜、休日もご利用できます。

(2) 利用対象者

※次の①及び②の両方に該当する必要があります。

- ① 原則、市内に住所を有する生後8か月以上の小学校就学前児童
- ② 保育所等に通っていない又は在籍していない児童（ただし、次の場合は保育ステーションの一時預かりと他の保育施設等との併用が可能です。）
 - (ア) 保育ステーション以外の保育所等に在籍している児童
→在籍園の休園日や開園時間でない等の理由により、在籍園が利用できない場合には併用が可能です。
 - (イ) 保育所等の一時預かりを利用している児童
→利用中の保育所等の休園日や開園時間でない等の理由により、利用中の保育施設等が利用できない場合には併用が可能です。

(3) 利用期間等

次の表のとおり、利用区分ごとに定められています。

利用区分	利用期間	利用予約期間	必要書類
就労	保育が必要な日（週3回上限）	利用希望日の属する月の1か月前の初日から利用希望日の5日前まで※1 例：4月15日に利用したい →予約期間は3月1日から4月10日まで	就労証明書※2
求職			面接、説明会等の実施日時が分かるもの
職業訓練			承認通知＋カリキュラムが分かるもの
就学			在学証明書＋カリキュラムが分かるもの
傷病、入院	連続1ヶ月または週3日	同上	診断書（保育が困難な理由が記載されているもの）※2、または入院期間が分かるもの
出産			母子手帳の写し
看護、介護			診断書（看護が必要な旨が記載されているもの）※2、または介護保険証の写し＋介護計画書の写し

利用区分	利用期間	利用予約期間	必要書類
冠婚葬祭、 行事	保育が必要な 時間		理由が分かるもの
通院	保育が必要な 時間	利用希望日の14日前から 5日前まで*1 例：4月15日に利用したい →予約期間は4月1日から 4月10日まで	診察券の写し+領収書の写し（お迎え時 に）
その他			日付、時間が分かる証明
リフレッシュ	月1回	同上	申請書の記入のみ

※1：利用予約は9時から15時まで保育ステーションで受け付けています（電話可）。

利用予約期間について、土曜日・日曜日等、市役所の閉庁日とその予約可能開始日又は
締切日の場合は、その前日が該当日となります。

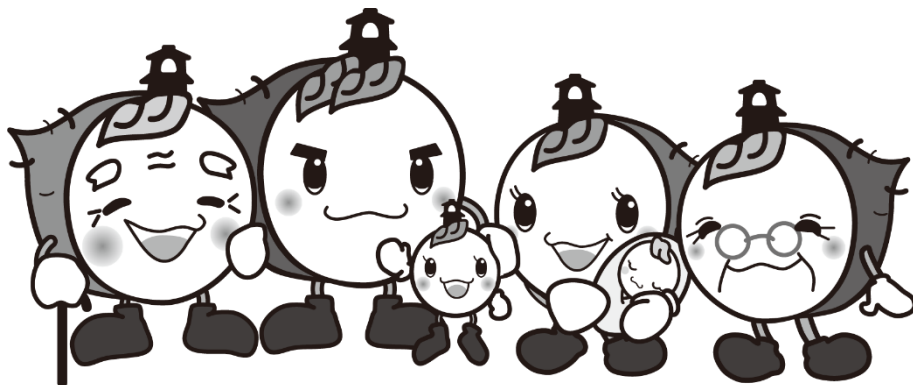
※2：提出日の3か月以内に発行されたもの。

（4）保育料（保育ステーションにて現金でお支払いください）

費目	利用料金		支払日
保育ステーション使用料	1,500円/日		利用日当日
保育ステーション飲食物費	3歳以上	200円/日	
	3歳未満	300円/日	

※乳幼児一時預かりの利用料について、生活保護世帯又は市町村民税（特別区民税を含む）。

4月から8月までの利用に係る利用料については前年度分、9月から翌年3月までは当
年度分）非課税世帯に該当する場合は免除されます。また、保育の必要性があれば、乳
幼児一時預かりの利用料が無償化の対象となる場合があります。無償化の対象となるた
めには、事前に市から施設等利用給付認定を受ける必要があります（在籍等で既に無償
化の適用を受けている方は、対象となりません）。



(5) 利用までの流れ

1. 登録申請・面接

利用を希望する方は、保育ステーションへ連絡し、面接の予約をしてください。利用希望日の5日前までに保育ステーションにて面接を行い、必要書類をご提出ください。

- ▶ 面接及び必要書類の場所：川越市保育ステーション
- ▶ 必要書類：
 - ・川越市保育ステーション一時預かり事業利用登録申請書
 - ・その他の必要書類（前のページの表を参照ください）
- ▶ 申込み締切日：利用希望日の5日前まで（土曜日・日曜日等、市役所の閉庁日の場合はその前日）。
- ▶ 利用希望日が決まっている場合、1、3、4を同時に行うことができます

2. 審査・通知

保育課にて、提出された申請書及び面接結果等に基づき審査し、利用の可否を保護者の方に通知します。

3. 利用予約

登録後、保護者の方は、利用予約期間内（前ページ参照）に利用予約をしてください（電話可）。

4. 利用申請

利用予約後、保護者の方は、記入した利用申請書を利用希望日の5日前までに保育ステーションにご持参ください。

- ▶ 利用決定となった場合、川越市保育ステーション利用決定通知書を送付します。
- ▶ 定員超過等の場合、川越市保育ステーション利用不決定通知書を送付します。

5. 利用開始

利用を開始します

ご不明な点は、お問い合わせください

【問い合わせ先】

川越市役所 こども未来部 保育課

〒350-8601

川越市元町1-3-1

電話 049-224-5827

FAX 049-223-8786

